

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 5 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る感染症予防対策等について

感染症の発生及びまん延が懸念される場合の感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）並びに被災地域における感染症予防対策の専門家の派遣要請については、「令和5年1月24日からの大雪による災害に係る感染症予防対策等について」（令和5年1月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、円滑かつ適切に実施いただくようご連絡したところです。

今般、令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る被害に際して、本事務連絡を送付いたしますので、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）等を円滑かつ適切に実施いただくようお願いいたします。

なお、今般の令和5年石川県能登地方を震源とする地震により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後、本事務連絡により円滑かつ適切に実施いただくようお願いいたします。

また、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室が所管となるので参考までにお知らせします。

記

（1）避難所における感染予防対策

避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底いただきますようお願いいたします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、徹底いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について」（令和3年6月16日付け府政防第733号、消防災第83号、健感発0616第1号、環自総発第2106141号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）等通知）^{※1}をご参照ください。特にオミクロン株流行期においては換気的重要性が増しています。避難所における効果的な換気方法については、当該ガイドラインの22ページや「換気の徹底の再周知について」（令和4年7月25日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）^{※2}をご参照ください。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所でマスクが活用できるよう、また、発熱などの症

状を呈される方が発生した場合等に必要な検査が実施できるよう、マスク及び抗原定性検査キットの確保をお願いします。なお、検査キットについては、「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」（令和4年7月25日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）※³及び「都道府県への抗原定性検査キットの配布について（その2）」（令和4年7月29日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）※⁴に基づき、都道府県へ国から配布した抗原定性検査キットを活用していただいで差し支えありません。

（2）発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の避難について

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者についてはそれぞれ専用の避難所の確保も検討すること。一般の避難所に発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者が避難する場合には、それぞれ区別して管理するよう留意すること。この場合、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日付け府政防第626号、消防第58号、健感発0513第1号、観産第15号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等通知）※⁵等において示しているとおり、可能な限り個室管理するほか、個室管理が困難な場合には、発熱、咳等の症状のある人と濃厚接触者についてそれぞれ専用スペース等を確保することとし、やむを得ず同室にする場合には、パーティションで区切る等の工夫をすること。

（3）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、下記参考1～4の資料を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いします。

また、事務連絡と併せて配布した衛生的な手洗い等の感染症対策に係るポスター等の各種資料については、自治体職員が避難所や浸水地域を巡回する機会における周知や、ホームページへの掲載、避難所における掲示等により、住民やボランティアの方々に対する周知等の徹底に努めていただくようお願いします。

また、事務連絡に添付した「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）（日本環境感染学会）については、家屋の清掃等に係る巡回指導の際に参考にさせていただくよう改めて申し添えます。

（参考資料）

- ・参考1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyoo.pdf
- ・参考2 大規模自然災害の被災地における感染制御支援マニュアル2021（日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/other/DICT_manual_gakkaishi.pdf
- ・参考3 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）（日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf
- ・参考4 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント（第2版）（内閣府）
<http://www.bousai.go.jp/coronam.html3>
- ・参考5 災害と感染症ポータル（国立感染症研究所）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/disaster.html> ※今後、リンク先などを変更する可能性があります。

(4) 国立感染症研究所等の災害時の専門家派遣体制について

専門家の派遣については、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することが可能です。

この点、厚生労働省防災業務計画（令和3年9月修正）^{※6}において、避難所の衛生環境の維持等に当たり、必要に応じて一般社団法人日本環境感染学会等と連携する旨について規定しております。

つきましては、下記（4-1）及び（4-2）をご参照の上、国立感染症研究所等の専門家派遣について、必要に応じてご対応をお願いします。

(4-1)

国立感染症研究所では、地方自治体や国からの派遣要請に応じて、実地疫学専門家による積極的疫学調査の支援を行っています^{※7}。

調査協力においては、「感染症危機管理人材養成事業における実地疫学調査協力に関する実施要領（平成12年2月17日国立感染症研究所制定）」に基づく守秘義務が課されており、派遣要請を行った依頼元の承諾なく、調査で得られた情報を外部に公表することはありません。

実地疫学専門家による支援の主な内容は下記の通りです。

- ・ 感染症や食中毒発生時の感染源・感染経路解明を目的とした疫学調査支援
- ・ 病原体専門家と連携した検査体制の強化及び（必要時）高次レベルの検査実施を調整
- ・ 関係機関と連携した感染管理等を含む包括的な事例対応の調整と実施

つきましては、被災地域・避難所における感染症対策に関し、実地疫学専門家による協力を希望する場合は、以下の連絡先宛てご連絡いただくようお願いします。

なお、被災地域における主たる支援として、クラスター対策等の新型コロナウイルス感染症対策に係る支援が必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について」（令和2年2月26日付け新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡）^{※8}に基づき、厚生労働省対策本部クラスター対策班まで相談ください。

<連絡先>

■ 国立感染症研究所実地疫学研究センター

162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

TEL 03-5285-1111（代）/FAX 03-4582-2759

電子メールアドレス：outbreak@nih.go.jp（砂川宛て）

■ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター対策班

TEL 03-5253-1111（内線8010） 070-1002-5829（土日祝日）

電子メールアドレス：cluster@mhlw.go.jp

(4-2)

日本環境感染学会では、感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム(DICT)の全国展開等を行っており、地方公共団体と連携して避難所等における衛生環境の維持に取り組む体制を整備しております。具体的な支援内容は以下のとおりです。

- ・ 感染症予防対策の専門家による電話等を通じた相談・助言対応
- ・ 避難所等の状況の把握・評価を行う迅速評価チームの派遣
- ・ 避難所等において感染症予防対策を担う DICT の派遣 (※)
- ・ 感染症予防対策に係る衛生資材等の物的支援等

※ DICT は、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援なども実施します。

DICT の派遣を要請される場合は、派遣旅費等に係る支弁が原則必要となります。他方、迅速評価チームの派遣や、電話等を通じた相談・助言、衛生資材等の物的支援については、原則として費用負担は発生しません。

つきましては、日本環境感染学会に対して専門家の派遣を要請する場合は、以下の連絡先宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

一般社団法人日本環境感染学会 災害時感染制御支援チーム
相談窓口メールアドレス : jsipc-DICTshien-ML@umin.ac.jp

(5) 感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第27条第2項及び第28条第2項においては、都道府県、保健所設置市若しくは特別区が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令等では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除(※)を実施できることとなっています。

※新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等におけるねずみ族、昆虫等の駆除については、感染症法第44条の4第1項の規定に基づき、政令で定められた場合に限りです。

また、費用面についても、被害地域における消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除については、都道府県、保健所設置市若しくは特別区が感染症法に基づき、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費(負担金)の対象とすることができますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、一般家屋における洪水・浸水など水害時の消毒方法については、日本環境感染学会のガイダンス^{※9}を参照ください。

(6) 消毒液や委託業者の人手の不足状況の把握及び調整について

感染症法に基づく消毒及び害虫等対策の実施に際しては、貴管内の市町村とも相談をして、消毒液の在庫状況や委託業者の活動状況についても把握しつつ実施していただくようお願いします。また、消毒液や委託業者の人手について不足が生じる場合は、円滑かつ適切に実施できるように調整いただくようよろしくお取り計らい願います。

なお、当該調整がつかない場合は、厚生労働省健康局結核感染症課までご連絡いただくようお願いします。

(7) がれきの撤去等の作業に専門的に従事する方への防じんマスク着用の勧奨について

消毒を行う前提となるがれきの撤去等に際して、汚泥から生じるレジオネラ菌を含む微細な水滴を多量に吸引した場合には、レジオネラ症を発症する可能性があるため、特にがれきの撤去等の作業に専門的に従事する方については、防じんマスクの着用を勧奨していただくようお願いします。

(注記)

※1 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794052.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794047.pdf>

※2 「換気の徹底の再周知について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968523.pdf> 【別添1】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968524.pdf> 【別添2】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968525.pdf>、【別添3】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968526.pdf>

※3 「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968777.pdf>

※4 「都道府県への抗原定性検査キットの配布について（その2）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000972605.pdf>

※5 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」

https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf

※6 「厚生労働省防災業務計画（令和3年9月修正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752021.pdf>

※7 国立感染症研究所実地疫学研究センターに設置された、実地疫学専門家養成コースにおいて、感染症や食中毒等の健康危機管理事例が集団発生した場合に現地で迅速に積極的疫学調査を行う人材を養成しており、当該専門家が感染症法第15条に基づく積極的疫学調査の支援を行っている。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/fetp.html>

※8 <https://www.mhlw.go.jp/content/000619966.pdf>

※9 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）
（日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf